

資料 2 1 . 用語解説

あ行

アクションプログラム

計画期間が5年間の「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画（中間見直し）」で定められた、具体的な施策をまとめたものです。

年度毎にごみ焼却量の着実な減量が求められているため、計画的で着実な事業の推進を目的としてアクションプログラムを策定しています。

委託

市町村等が、一般廃棄物に関する業務の一部を民間事業者へ委託することです。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならない」とされています。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

一般廃棄物収集運搬業許可業者

一般廃棄物の収集又は運搬を行う事業者のことで、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けることになっています。

インセンティブ

人々の意思決定や行動を変化させるような要因（動機付け）のことです。

エコショップ

本市の「エコショップ・エコ商店街制度」にて認定された、地球環境への負荷の軽減を考慮し、ごみの減量化・資源化の推進に取り組む市内の小売業店舗のことです。

温室効果ガス

大気中にある、赤外線を吸収し再放出する気体のことです。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっています。

か行

各種リサイクル法

⇒容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法

拡大生産者責任

生産者が、自身が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方のことです。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施すること等が含まれます。

合併処理浄化槽

家庭から出る「生活排水（し尿、生活雑排水）」を処理する浄化槽のことです。

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に引取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律のことです。（平成10年制定）

かまくらエコアクション21

環境省が推進している「エコアクション21」を、市内事業者が手軽に環境経営に取り組めるよう、中小事業者向けにアレンジした本市独自の制度です。

鎌倉市生活環境整備審議会

市における生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に必要な改善を加えるため、市長の諮問に応じ、廃棄物の処理事業や一般廃棄物処理施設について、重要な事項を調査、審議するために設置された機関のことです。

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

市、事業者及び市民の相互の協力及び連携の下に、廃棄物の減量化及び資源化を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について、市長の諮問に応じ調査審議するために設置された機関のことです。

鎌倉市廃棄物減量化等推進員

市民、事業者、市とのパイプ役、廃棄物の減量化、資源化及び快適な生活環境を保全するため、商店会及び自治・町内会長の推薦により選出され、本市の条例で定められた、地域社会のリーダーのことです。

かまくら3R推進キャラクター

鎌倉市が推進する3Rのマスコットキャラクターです。「鎌倉らしく、愛らしく」をコンセプトに、鎌倉時代の服装や鎌倉ゆかりの人物の名前を取り入れるとともに、親しみやすい動物であるネコ・ウサギ・タヌキを使用して作成しました。

環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」と定められています。

環境マネジメント

事業者が自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。

汲み取り

貯留された汚物を汲み取る方式のトイレのことです。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することです。

クリーンステーション

ごみや資源物を家庭から出すために、地域で決められ、行政に申請されたごみの収集場所のことです。

下水道終末処理場

下水道において汚水を処理してきれいにして、河川その他の公共の水域又は海域に放流するために設けられる処理施設のことです。

下水道処理人口普及率

行政区域内人口（鎌倉市の総人口）のうち、公共下水道が使用できる区域に居住する人口の割合のことです。

下水道人口普及率＝公共下水道が使用できる区域に居住する人口÷行政区域内人口

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

一定規模以上の建設工事について、その工事受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等によって現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けた法律のことです。また、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者

の登録制度などを設けることによって、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。（平成 12 年制定）

原単位（排出原単位）

ある活動を行う際に発生する廃棄物等の排出量を、その発生に密接に関係をもつ値（人口や年間日数等）で除した値のことです。

公共下水道

下水道法において、『主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの』とされています。

公共下水道接続率

公共下水道が使用できる区域に居住する人口のうち、公共下水道に接続している人口の割合のことです。

公共下水道接続率＝公共下水道に接続している人口÷公共下水道が使用できる区域に居住する人口

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことで、河川、湖沼、湾岸、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路を指します。

声かけふれあい収集

クリーンステーション（ごみ収集場所）まで、自身でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に 1 回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う制度のことです。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画にしたがって行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律のことです。（平成 24 年制定）

戸別収集

クリーンステーション（地域のごみ収集場所）からではなく、各戸から直接ごみを収集する方式のことです。

ごみ処理基本計画策定指針

市町村の処理責任と一般廃棄物処理計画の策定及び適用に当たっての重要事項を取りまとめるとともに、ごみ処理に関する基本的な事項について環境省から示されたものです。

ごみ投入検査機

⇒自走式コンベアごみ投入検査機

コミュニティ・プラント

下水道区域外にある集落または団地などに設置された小規模な汚水処理施設のことです。下水道に類似した施設で、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理し、地域で共同に機能する合併浄化槽ともいえます。

鎌倉市にあったコミュニティ・プラントは、現在、全て公共下水道に接続替えされています。

さ行

災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物のことです。

最終処分

ごみの焼却等中間処理によって生じた焼却灰（主灰）や飛灰などの残さを埋立処分等行うことです。

再使用（Reuse）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、[1] あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、[2] 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、[3] ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用（Recycle）

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：ビンを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルといいます（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）。

在宅医療廃棄物

在宅医療処置に伴って家庭から排出される廃棄物（注射器等）のことです。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められている20種類（廃プラスチック、金属くずなど）のことです。

シェア（共同所有）

一つのものを複数の人が共同で所有・使用することです。

市街化調整区域

都市計画法に基づいて指定される都市計画区域における区域区分のひとつで、「市街化を抑制すべき区域」のことです。

事業認可区域

概ね5～7年以内を目標に下水道の整備を行う区域のことで、あらかじめ事業計画を定め、都市計画法に基づき神奈川県知事の認可を受けた区域のことです。

資源化率（リサイクル率）

総排出量のうち、資源化量の割合のことです。

資源化率＝総排出量÷資源化量

総排出量：ごみ処理量と集団回収量の合計

資源化量：直接資源化量と中間処理後再生利用量（固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ直投入、飛灰の山元還元を除く）の合計

自走式コンベアごみ投入検査機

事業系ごみをごみピットへ投入する前に行う、搬入物検査を行うための装置のことです。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律のことです。（平成14年制定）

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

浄化槽

家庭から排出される生活排水を処理する装置のことで、生活雑排水（し尿以外の生活排水）の処理を行わない単独処理浄化槽と、生活雑排水も含めた処理を行う合併処理浄化槽があります。

浄化槽汚泥

浄化槽で水洗トイレの排水（し尿）や生活雑排水を処理した際に発生する、泥状のものです。

焼却残さ

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃分の灰分、未燃分（不燃物・可燃物の燃え残り）に分けられます。

食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、国、地方公共団体、事業者、消費者各主体に、役割に応じた再生利用等の実施、食品関連事業者に対して具体的な基準に従った再生利用の実施を定めた法律のことで、（平成 12 年制定）

食品ロス

食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

水洗化・非水洗化

水洗化とは、公共下水道及び浄化槽、コミュニティ・プラント等によって、し尿が処理可能で水洗トイレにしていることをいいます。非水洗化とは、汲み取りなど水洗化していないことをいいます。

水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのことです。リサイクルに伴うエネルギー使用量と残さを抑制できれば、同一製品をつくるために繰り返し使用できることから、持続可能性が高いとされています。

スクラップアンドビルド

採算性や効率性の悪いものを廃止し、新しいもの、または採算性や効率性の良いものへ置き換えることです。

ステーション収集

クリーンステーションに排出されたごみを収集する方式のことです。

スラグ

廃棄物焼却炉から排出される焼却残さを溶融炉により高温で溶融し、主に金属以外の無機物が冷却固化した固形物質のことで、土木資材等として有効利用が可能です。

生活環境整備審議会

⇒鎌倉市生活環境整備審議会

生活排水・生活雑排水

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水といえます。

ゼロ・ウェイストかまくら

「循環型社会」を形成するため、市民、事業者、行政が連携・協働して 3R を推進し、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づけることです。

線形補間法

2つのデータを直線で結び、その間にある任意の数値を一次関数で計算することです。

た行

多量排出事業所

事業活動に伴い、1か月に3トン以上の一般廃棄物を1年間継続して発生させるなどの条件に該当する事業所のことをいいます。この条件に該当する事業所は、適切な処理、処分を行うために廃

棄物管理責任者を選任し、一般廃棄物の種類、発生量、減量化・資源化の方策等を記載した「減量化及び資源化計画書」を市に提出することが、条例で義務付けられています。

単独処理浄化槽

トイレのし尿処理のみを行う浄化槽のことです。生活雑排水は未処理で放流されてしまうため、浄化槽法の改正によって平成 13 年 4 月 1 日から新設が原則禁止されています。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などの処理により、できるだけごみの体積と重量を減らして、最終処分場への負担を減らすことをいいます。鉄やガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

中間処理業者

中間処理を行う事業者のことです。

直営

民間事業者に委託せず、市区町村または事務組合において実施している事業のことです。

ディスポーザー排水処理システム

ディスポーザーとは、台所の流し台の下に設置し、生ごみを細かく砕いて流す装置のことです。本市では、処理槽を有するディスポーザー排水処理システム等で、市長が認めるものは使用できません。

展開検査

ごみ投入検査機により、ランダムに抽出した数社の許可業者を対象に、毎日実施している検査のことです。産業廃棄物など搬入禁止物の混入が無いかをチェックし、異物・不適合物の混入割合に応じて、その場でA～Dランクの評価を行います。

登録再生利用事業者

食品リサイクル法の「登録再生利用事業者制度」で登録された、食品廃棄物の再生利用事業（肥料、飼料化等）を的確に実施できる一定の要件を満たした事業者のことです。

「登録再生利用事業者制度」は優良な再生利用事業者を育成することを目的に設けられており、登録再生利用事業者は、荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可が不要になる等の特例が受けられます。

ドギーバッグ

レストラン等の飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰る際に使う容器のことです。食べきれなかった料理を持って帰るのは恥ずかしいので「犬のエサにする」という名目で持ち帰ったことが名前の由来とされています。

な行

生ごみ資源化施設

生ごみの資源化（肥料化、飼料化、メタン化、炭化、油脂化）を行う施設のことです。

生ごみ処理機

家庭や事業所において生ごみを処理する装置のことです。家庭用生ごみ処理機では、乾燥処理や微生物による分解を行う「電動型」と、土中の微生物による分解や発酵資材により堆肥化を行う「非電動型」などがあります。

は行

パートナーシップ

単独では実現困難な目的を、関係者または関係機関が連携・協力することによって創出される相乗効果によって、効果的に達成する仕組みのことです。

バイオマス

生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料

は除く)」のことで、そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。

廃棄物減量化及び資源化推進審議会

⇒鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

廃棄物減量化等推進員

⇒鎌倉市廃棄物減量化等推進員

排出原単位

⇒原単位

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物のリサイクルや処理を自ら行うこと等が挙げられます。

排出量

排出される量のことで、

発生抑制（Reduce）

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルよりも優先されます。リデュースのため、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売にいたるすべての段階での取り組みが求められ、消費者には、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが求められます。

発生量

将来発生すると想定されるごみの量のことで、

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを

引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動のことで、通常NPO団体等を通して実施されます。食品ロスの削減だけではなく、福祉にも役立つため、大手企業を中心に取組みが広がりつつあります。

不燃残さ

⇒焼却残さ

不法投棄

廃棄物の処理および清掃に関する法律第 16 条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」とされており、この規則に反して廃棄物を投棄することをいいます。

不用品登録制度

⇒リユースネット

ま行

マイバック、マイボトル、マイ箸

繰り返し使うことのできる買い物袋や水筒、箸のことです。不要なレジ袋や、使い捨て製品（紙コップやペットボトル、割りばし等）の使用を避け、ごみを減量化することに寄与しています。

や行

有用金属

家電製品等に含まれる、貴金属（金、銀）やレアメタル（タンゲステン等）のことです。

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律のことです。（平成7年制定）

溶融固化処理

焼却処理により生じた焼却灰（主灰）や飛灰を1200～1400℃程度まで加熱・溶解させることで、ガラス質、または結晶質のスラグとして取り出す方法です。

ら行

ライフスタイル

社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活様式のことです。

リサイクル

⇒再生利用 (R e c y c l e)

リサイクル率

⇒資源化率 (リサイクル率)

リデュース

⇒発生抑制 (R e d u c e)

リユース

⇒再使用 (R e u s e)

リユースネット

家庭にある不用品を有効に活用するために、市民活動団体と鎌倉市の協働事業として、情報提供するシステムのことで、不用品を「譲ります」として、あるいは、欲しいものを「譲ってください」として登録すると、登録された情報は掲示板やインターネットの公開ページに掲載され、掲載された登録リストを検索し、取引したいものに応募することができます。登録した方と応募した方が直接取引する仕組みとなっています。

英数字

2 R

3 Rのうち、循環型社会の形成に向けて特に重要とされるリデュース、リユースのことです。川下である消費者においてはライフスタイルの変革、川上である事業者においては容器包装の軽量化、

リターナブル容器の利用などの取組みが必要となります。

3 R

リデュース (Reduce) : 廃棄物等の発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の3つの頭文字をとった言葉で、環境配慮に関するキーワードとして使用されています。

B O D

Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略です。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で、値が大きいほど水質汚濁は著しいことを表します。

F a c e b o o k

フェイスブック株式会社 (英: Facebook, Inc.) が提供するインターネット上のソーシャル・ネットワークワーキング・サービス (SNS) のことです。

P P、P E

プラスチックの種類で、PPはポリプロピレン、PEはポリエチレンのことです。



資料：経済産業省 プラスチック製容器包装および紙製容器包装の識別表示の義務

S N S

Social Networking Service (ソーシャルネットワークワーキングサービス) の略で、友人・知人や趣味、居住地域、出身等といった点を通じて、コミュニケーションの場を提供するウェブサービスのことで、